

廢止スヘキハ勿論ナルカ更ニ在郷軍人ノ
豫制権ヲ有スル師團長參謀ニ警告的決議
文ヲ送ルコトヲ附帶條件トシテ賛成スル
賛成 合同 田中良一

本案ニハ絶対賛成スルモノテアルカ吾々
組合員ヲ御用団体ニ權力潛入シ彼等ノ内
情ヲ曝露セシメタイ
合同 本 山 茂 貞

本案ニ賛成スルモノ山内君ノ在郷軍人工場
分念ノ件ニ就テノ警告ニハ及村テアル
在郷軍人団ヲ勞資間ニ以テ在郷資本主ヲ擁
護スルコト自体ハ其本質上アルヘカラサ
ルモノニシテ強論セハ在郷軍人ハ元來支
配階級ノ走狗ナラズ

在郷軍人ハ強制加入ノモノテアワテ吾等
勞働者ニ対シ相談ノ不利ヲ與ヘツ、アル

山内 鐵 吉

其現實問題ノ解決ノ爲メ又幾分カノ現實的
利益ノ爲メ警告ヲ發スルモノテアワテ元來
本質的問題ハ今茲ニ學理的の本質的ニ論及ス
ル必要ハナイ

本 山 茂 貞

本大會ニ於テ本質的ニ認容シ能ハサルモノ
ヲ審議中心トスルハ及村テアル

山口 常次 郎

私ハ山内君ノ附帶案ニ及村ナリ在郷軍人分
會ハ此又資本主側ヲ擁護スルコトハ現實テ
アル故ニ警告ヲ發スルモノ上司ハ如何トモ
ルコト能ハサルモノニシテ之レハ資本主其
人トノ關係テアル

山内 鐵 吉

結局在郷軍人ノ本質問題ノ解決ニヨル在郷
軍人其人ノ理論的本質如何ヲ論及シ又此ノ
本質的ニ極メ追究スル必要ハナイ現ニ吾々